

14 番（小川義昭議員）

次の質問です。

私は市民協働で創るまちづくりに関して、直近の質問を一昨年、令和3年11月会議で3点伺い、次の答弁をいただきました。

1点目は、公民館は各地区における地域活動の拠点として、継続的な発展に向けてコミュニティセンターに移行し、コミュニティ条例の中でコミュニティセンターは社会教育法に基づく公民館とみなす施設であると明記する。なお、令和6年4月に一斉にコミュニティセンターに移行するのではなく、地域の実情に応じて順次対応できるよう柔軟に進める。

2点目は、コミュニティセンター内に公民館機能をそのまま残し、名称はコミュニティセンターで一本化して進める。

3点目は、地域づくりを円滑に進めるために、事務局として公民館長や主事、事務員の方々に担ってもらい、職員の勤務体制や業務内容については、令和3年度末までに提示するとの答弁でした。

そこで、以上の執行部からの答弁を受けて伺います。

1点目、市民協働で創るまちづくりについての答弁を受けてから1年以上が経過しましたが、その間、それぞれの地区との間でコミュニティセンターへの移行及び地域コミュニティ組織の設立に向けて、どのような協議を行ったのですか。また、地区の皆さんからどのような同意を得られたのですか。

2点目、令和3年度末までに示すと言った職員の勤務体制や業務内容については、どのようになっているのですか。また、条例については、どのようなものなのでしょうか。

3点目、令和6年4月からの移行までの期間が1年を切っており、それぞれの地区や市民の皆さんに対しての説明機会の時間があまりにも短く、少ない期間の中でいかに理解をいただけるのか、はなはだ疑問であります。そこで、移行までの期間、いかにして市民の皆さんに浸透を図るのですか。

4点目、現在、市民協働で創るまちづくりの進捗状況はどのようになっているのですか。

5点目、公民館からコミュニティセンターへ移行するに当たって、今後の工程表を提示願えますか。

以上5点について伺います。